

第2章 都市公園等

第1節 都市公園等の整備

本県における都市公園等の整備状況は、1,006か所1,933.92haであり、都市計画区域内の人口一人当り都市公園等面積は約20.9㎡です。これは、全国一人当りの都市公園等面積約10.5㎡（平成29年度末）を大幅に上回っていますが、今後も引き続き、都市環境の改善や災害時の避難地の確保を図り、さらに増大する多様なレクリエーション需要に対応するため、都市公園の均衡ある整備を図っていきます。

第2節 沿道修景等の推進

1 沿道修景

本県では、みどりあふれる住みよい郷土を築くために、「宮崎県沿道修景美化条例」や「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」を制定するなどにより、郷土美化を推進しています。

「宮崎県沿道修景美化条例」は、県内の沿道においてすぐれた自然景観及び樹木その他の植物を保護するとともに、花木類の植栽等を行うことによって沿道の修景を図り、もって郷土の美化を推進することを目的としています。

沿道自然景観地区等指定の現況 (平成31年3月末現在)

| 名 称 | 指定地区等 | 備 考 |
|----------|--------|----------------|
| 沿道自然景観地区 | 18 地 区 | 面積 1,026.09 ha |
| 沿道修景植栽地区 | 74 地 区 | 延長 168.4 km |
| 沿道修景指定樹木 | 27 か 所 | 本数 39 本 |

2 景観

これまで本県では、全国に先駆けて豊かな自然を生かした美しい県土づくりに取り組み、その保全・創出の成果を観光分野で生かしてきましたが、本県の魅力をより高めるためには、これまでの自然景観に加え、都市景観や農山漁村景観、文化的景観等の保全・創出にも取り組んでいく必要があります。

そのため、本県では景観法の制定を受け、平成19年4月に景観形成に関する基本的な考え方や方向性を明らかにした「宮崎県景観形成基本方針」を策定するとともに、平成29年4月には良好な景観の保全、創出又は活用による魅力ある地域づくりを推進するため、「美しい宮崎づくり推進条例」を施行し、地域固有の景観を生かした魅力的で活力ある宮崎県の創造に取り組んでいます。

また、本県は、平成27年3月までに全市町村が景観行政団体に移行しており、これまでに18市町村が景観計画を策定し、景観重要建造物や景観重要樹木を指定するなど、地域の自然や歴史等を生かした美しい県土づくりが進められています。

景観重要建造物 (平成31年3月末現在)

| 景観行政団体名 ※ | 指 定 年 月 日 | 建 造 物 の 名 称 |
|-----------|------------|-------------|
| 宮 崎 市 | 平成20年12月1日 | 宮崎県庁本館 |
| 宮 崎 市 | 平成20年12月1日 | 宮崎県庁5号館 |
| 宮 崎 市 | 平成20年12月1日 | 商家「旧阪本家」 |
| 宮 崎 市 | 平成21年10月1日 | 河上家武家門 |
| 宮 崎 市 | 平成21年10月1日 | 安藤家武家門 |

景観重要樹木

(平成31年3月末現在)

| 景観行政団体名 ※ | 指定年月日 | 樹木の名称 |
|-----------|------------|---------------|
| 宮崎市 | 平成21年10月1日 | フェニックス(県庁本館前) |
| 宮崎市 | 平成21年10月1日 | フェニックス(県庁本館前) |
| 延岡市 | 平成26年12月4日 | センダン(三槿小学校跡地) |

※景観行政団体：景観法に基づいて良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく地方公共団体のことです。



景観重要建造物【河上家武家門】



景観重要建造物【安藤家武家門】

3 屋外広告物

屋外広告物について、風致を維持し、公衆に対する危害を防止するとともに、屋外広告物と地域環境との調和を図り、地域の良好な景観形成に資するため、屋外広告物条例による規制、指導を行っています。

第3節 緑地環境の整備

1 工場の緑化

(1) 現況

工場緑化については、従来、立地企業が市町村と立地協定を締結する際、協定書の中に「工場の環境を整備するため、緑化については積極的に配慮する」旨を明記するように指導するなど、工場緑化を奨励しているほか、緑化優良工場等経済産業大臣表彰等の推薦も行っています。

また、立地企業に限らず、工場を新設又は増設する場合において、①一定規模以上の工場は、工場立地法に基づき敷地面積に対する緑地面積の割合を20%以上とすることが②原則義務づけられており、市町村とともに法の周知及び遵守を通じ、積極的な緑地の確保を図ることとしています。

注① 工場立地法に基づく届出義務のある一定規模以上の工場とは、敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の工場又は事業場です。

注② 工場立地法等に基づき、市町村は緑地等の面積割合を条例で別に定めることができます。

(2) 今後の課題

樹木等の緑は、生活に潤いをもたらす、健康の増進に役立つとともに、大気の浄化、温湿度の調整、騒音の防止等の効果もあるところから、工場建設に際しては、生産施設と同様に、緑地についても並行して計画を進めていくことが必要です。

2 公共施設の緑化

(1) 港 湾

港湾緑地の整備は、港湾環境の快適性を高めるとともに、周辺地域の自然環境の保全、生活環境の改善を図り、地域社会と一体となった港湾空間を創り出すことを目的としています。

本県においては、円滑な港湾活動と地域社会との結びつきの強化を図るため、次のとおり緑地の整備を進めています。

港湾緑地の整備状況

(平成31年3月末現在)

| 港 名 | 全体計画面積 (m ²) | 整備済面積 (m ²) |
|---------|--------------------------|-------------------------|
| 細 島 港 | 147,000 | 42,800 |
| 宮 崎 港 | 397,000 | 262,600 |
| 油 津 港 | 80,000 | 30,200 |
| 古 江 港 | 70,400 | 4,400 |
| 延 岡 新 港 | 15,300 | 15,300 |
| 外 浦 港 | 5,300 | 5,300 |
| 福 島 港 | 15,100 | 15,100 |

油津港堀川地区の港湾環境整備事業

